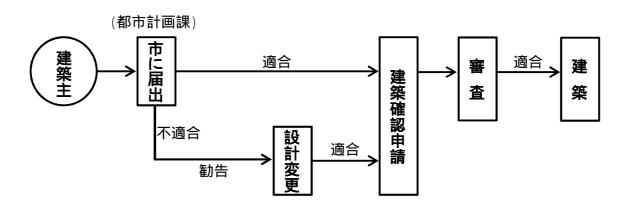
淵野辺5丁目地区 地区計画の概要 檜原村 相模湖駅 中央自動車道 J R 中央本線 八王子市 国道20号線 藤野駅 橋本駅 さがみ縦貫道路 町田市 津久井広域道路 京王相模原線 相模原駅 上野原市 矢部駅 淵野辺駅 JR横浜線 古淵駅 南橋本駅 国道16号線 淵野辺5丁目地区 - 町田駅 道志村 番田駅 国道129号線 原当麻駅 愛川町 東林間駅 清川村 小田急相模原駅 大和市 J R 相模線 小田急江ノ島線 小田急小田原線 相武台下駅 山北町 座間市

地区計画が定められた地区では

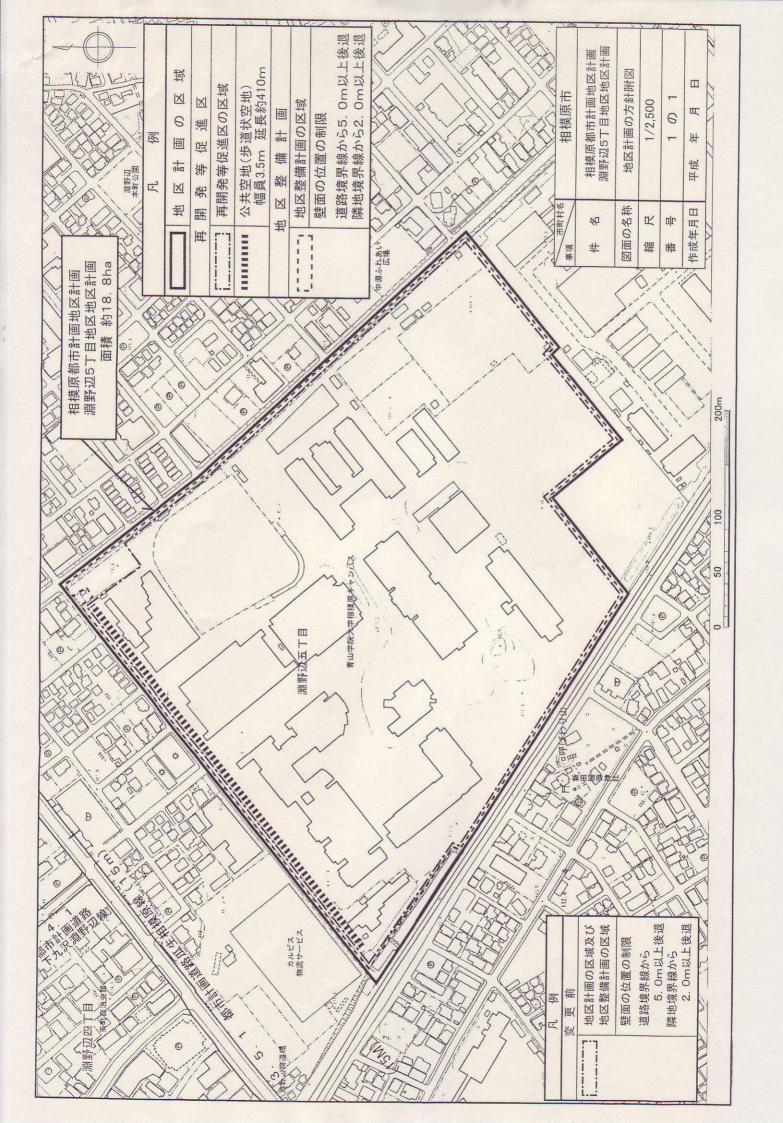
建築物の建築などを行おうとする場合には、建築確認申請に先立ち、これらの計画について 市に届出(着手する30日前まで)が必要となります。

地区内で建物を建てる時には、次のような手続きが必要です。



淵野辺5丁目地区の地区計画についてのお問い合わせは・・・相模原市 都市計画課 相模原市中央区中央2-11-15 電話042-769-8247(直通) FAX042-754-8490 Eメール toshikeikaku@city.sagamihara.kanagawa.jp

発行:相模原市



(平成 12 年 9 月 21 日決定) (平成 19 年 2 月 23 日変更)

		(平成 19 年 2 月 23 日安史)
名	称	淵野辺 5 丁目地区地区計画
位	置	相模原市淵野辺五丁目
面	積	約 1 8 . 8 ha
地の	区 計 画	本地区は、JR横浜線淵野辺駅東南約600mに位置し、住宅市街地に囲まれた大規模研究施設の跡地を中心とした地区である。 淵野辺駅周辺地域については、市内でも特に教育・文化施設が数多く立地していることから、その特色を活かした活気とにぎわいのあるまちづくりとともに地域に開かれた教育・文化・情報の発信拠点の実現が求められている。 このため、本計画は、周辺環境に配慮し、適正な土地利用の誘導を行うことで、良好な都市環境の形成を図り、教育・文化・情報の発信拠点を形成することを目標とする。
区域の整備・開発及び保全に関	土 地 利 用 の 方 針	淵野辺駅周辺地域の、活気とにぎわいのあるまちづくりや教育・文化・情報の発信拠点の実現に向け、大学をはじめとした教育・文化施設の立地を誘導するとともに、周辺環境と調和した良好な市街地の形成を図る。
	都市基盤施設の整備の方針	周辺環境に配慮するとともに、都市の防災性の向上やうるおいのある市街地環境の形成を図るため、安全で快適な歩行者空間を確保する歩道状空地などを適切に配置する。
	建築物等の整備の 方 針	市街地の環境に与える影響に配慮しつつ、教育・文化施設をはじめ地域に開かれた良好な施設立地を図るため、適切な建築物の誘導を行うとともに、環境を阻害するおそれのある建築物を制限するなど、建築物等に関する事項を定める。また、垣、柵の構造などについては、地域の環境に配慮したものとする。
する方針	緑 化 の 整 備 に 関 す る 方 針	うるおいのある市街地環境、都市景観の形成や都市防災などの観点から、既存樹木の保存を図り、さらに緑地等を適切に配置するなど、敷地内の緑化を推進する。
	面積	約18.4ha
再開発等促	土地利用に関する 基本方針	淵野辺駅周辺地域の活気とにぎわいのあるまちづくりや教育・文化・情報の発信拠点の実現に向け、周辺環境との調和に努め、大規模敷地としてのメリットを活用した土地利用を図るとともに、大学をはじめとした教育・文化施設の立地を誘導する。
進区	主 要 な 公 共 施 設 の 配置及び規模	公共空地(歩道状空地) 幅員 3.5 m 延長 約410 m

地	地	区の面	積	約18.6ha
	建	建築物等 用途の制		次に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。 (1)学校、図書館、博物館その他これらに類するもの (2)病院
区	築			(2) MMに (3) 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類する もの
	物			(4)ホテル又は旅館 (5)劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (6)寄宿舎その他これに類するもの (7)事務所、店舗、飲食店その他これらに類する用途に供す
整	等			るもの (8)公益上必要な建築物 (9)危険物の貯蔵又は処理に供するもので建築基準法施行令
	に			第 130 条の 9 で準工業地域に定める規定を超えないもの (10)前各号の建築物に附属するもの
備	関	壁面の位置の	制限	建築物の壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は、5m以上とし、隣地境界線までの距離は、2m以上とす
	₫			る。 ただし、物置、車庫その他これらに類する用途に供する建築物で、高さが3m以下でかつ、軒の高さが2.3m以下のものについては、この限りでない。
計	る			E JVI CIB. C OPR J C AVI.
	事	建築物等の意义は意匠の		建築物等の形態及び意匠は、良好な街並みを創出するため、 都市景観に配慮したものとする。
画	項			

[「]区域、再開発等促進区の区域、地区整備計画の区域、主要な公共施設の配置及び壁面の位置 の制限は計画図表示のとおり」